

※このお知らせは、平成24年度厚生労働省補正予算案に基づくものです。

事業主の皆さまへ

平成24年度補正予算案成立後

労働移動支援助成金（再就職支援給付金）は 制度改正を予定しています。

労働移動支援助成金（再就職支援給付金）は、事業活動の縮小などに伴い、**離職を余儀なくされる労働者**に対して**再就職支援**を行った事業主に支給するものです。

現行の制度

対象となる事業主

対象労働者に求職活動のための休暇を1日以上付与し、その休暇日に通常支払う賃金の額以上を支払うとともに、民間の職業紹介事業者に再就職支援を委託し、再就職を実現させた中小企業事業主

給付額

委託費用の1/2

(55歳以上の労働者の再就職支援の場合、委託費用の2/3)

(限度額：1人当たり40万円)

改正内容

◆**45歳以上55歳未満**の労働者が再就職を実現した場合の助成率を1/2から2/3に引き上げます。

※ただし、補正予算の施行日前までに離職した労働者については、施行日後の申請であっても現行の取り扱いとなります。

詳細は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク